

2025年6月12日

外国人雇用管理セミナー

[~日本で働くことができる在留資格と適正な雇用管理について~]



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency



福岡入管マスコット
キャラクター
「ぼっぼちゃん」

Facebook

ふぉろー
フォローし

てね!!!



1. 在留資格制度の基本

外国人を雇用する上では「在留資格」との関係に注意する必要があります。まずは、その外国人が許可されている在留資格を理解することが重要です。

制度の概要

■ 在留資格とは？

外国人の入国・在留の目的に応じて許可される資格（29種類）で、外国人はこの資格の範囲内で活動することができます。

■ 在留資格を確認する方法

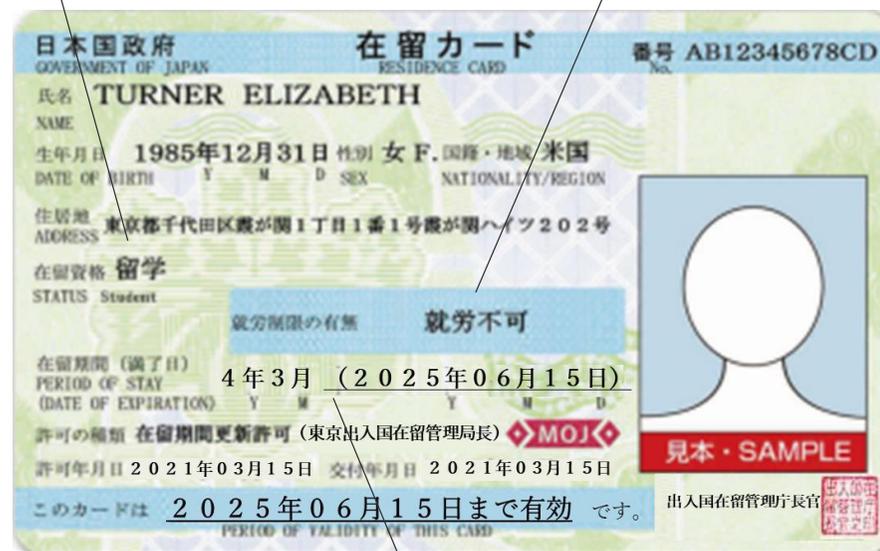
日本に3か月より長く住んでいる外国人は、「在留カード」により在留資格を確認することができます。

！ 不法就労とは？

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた事業主も処罰の対象となります。

在留資格

就労制限の有無（働くことができるかどうか）



在留期間（いつまで在留できるか）



2. 在留資格一覽

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

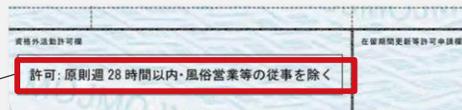
就労が認められない在留資格（※）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

！ アルバイトを行うためには？

※資格外活動許可を受けた場合は、原則週28時間以内で就労が認められます。

在留カード裏面



3. 特別永住者

在留資格制度により在留する外国人のほか、「**特別永住者**」として日本に在留している外国人もいます。「永住者」「日本人の配偶者等」「定住者」等、身分・地位に基づく在留資格と同じで、活動制限はありません。

制度の概要

「特別永住者」とは？

第二次世界大戦後、日本国との平和条約発効により日本の国籍を離脱した者で、終戦前から引き続き日本に在留しているもの及びその子孫（在日韓国人・朝鮮人及び在日台湾人とその子孫）。

「特別永住者」を確認する方法

「特別永住者」として日本に在留する外国人は、「特別永住者証明書」により確認することができます。

特別永住者には「特別永住者証明書」が交付されます。



特別永住者証明書には有効期限があります。

2019年3月31日までに交付された特別永住者証明書では、「法務大臣」と記載されています。

4. 就労が認められている主な在留資格

日本で就労することができる在留資格の概要を紹介します。

技術・人文知識・国際業務

大学や専門学校で学んだ専門的な知識やスキル又はグローバルな思考・感受性を活かした業務

エンジニア、プログラマー、会計業務、マーケティング、翻訳・通訳、語学の指導など

特定活動 (46号)

留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件とする幅広い業務

通訳を兼ねた接客販売業務、外国人従業員への業務指示の伝達・指導を兼ねた介護業務など

特定技能

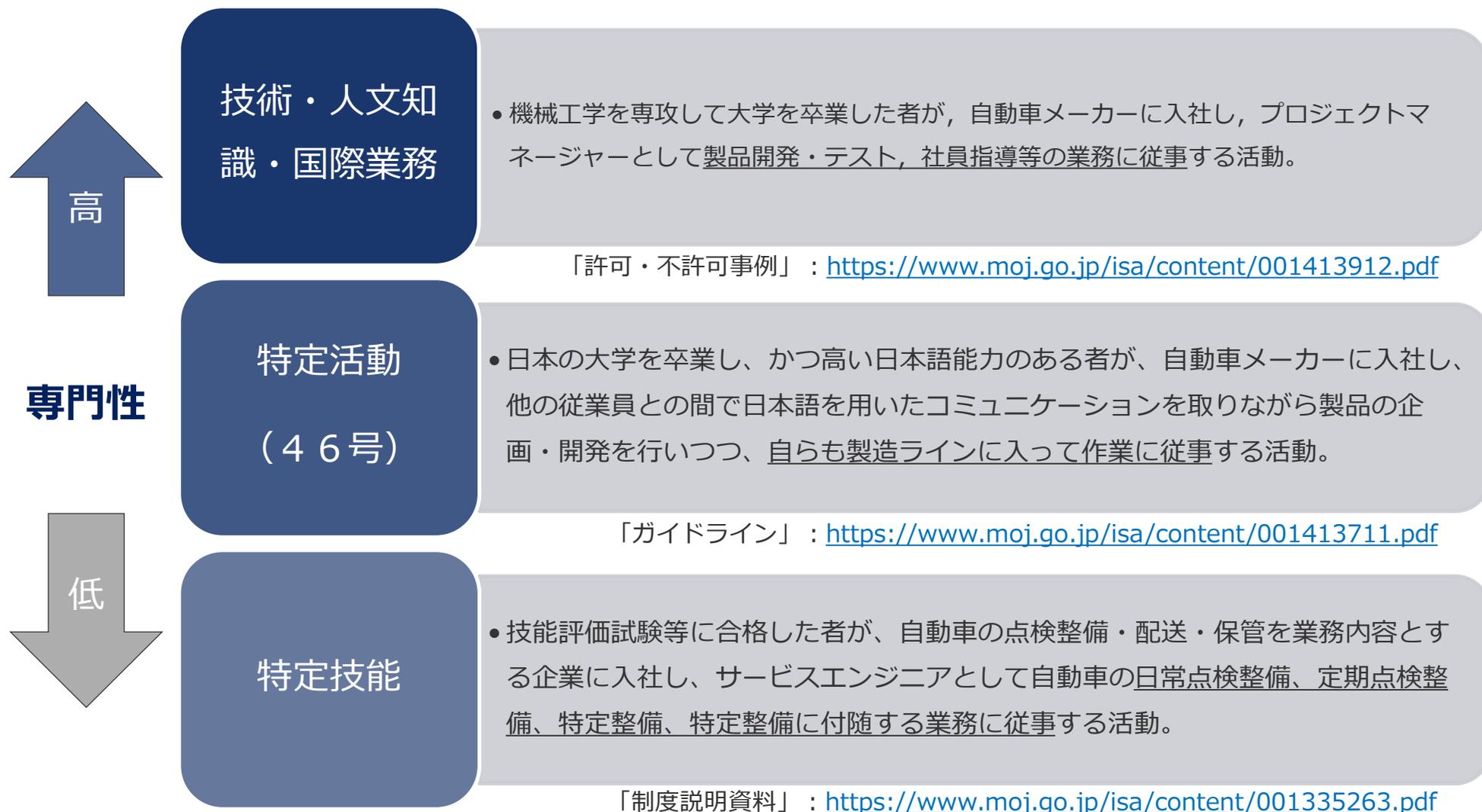
人材を確保することが困難な状況にある特定の産業分野で相当程度の知識や経験を必要とする技能を要する業務

介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業

※下線は特定技能1号でのみ受入可

5. 具体的な活動の例

それぞれの就労資格で行うことができる活動の具体例です。



6. 在留資格による制度上の違いと注意点

大学卒業・国内専修学校
の専門課程修了

国内大学等卒業
+ 日本語能力試験N1

学歴の要件なし

試験なし

技能水準・日本語能力水準試験

非専門的業務不可

非専門的業務可能
※要件あり

一般的なサービス業務、製造業務等可能

在留期間の上限なし

通算5年

家族の帯同・将来的な永住可能

家族の帯同・永住不可

技術・人文知識・
国際業務

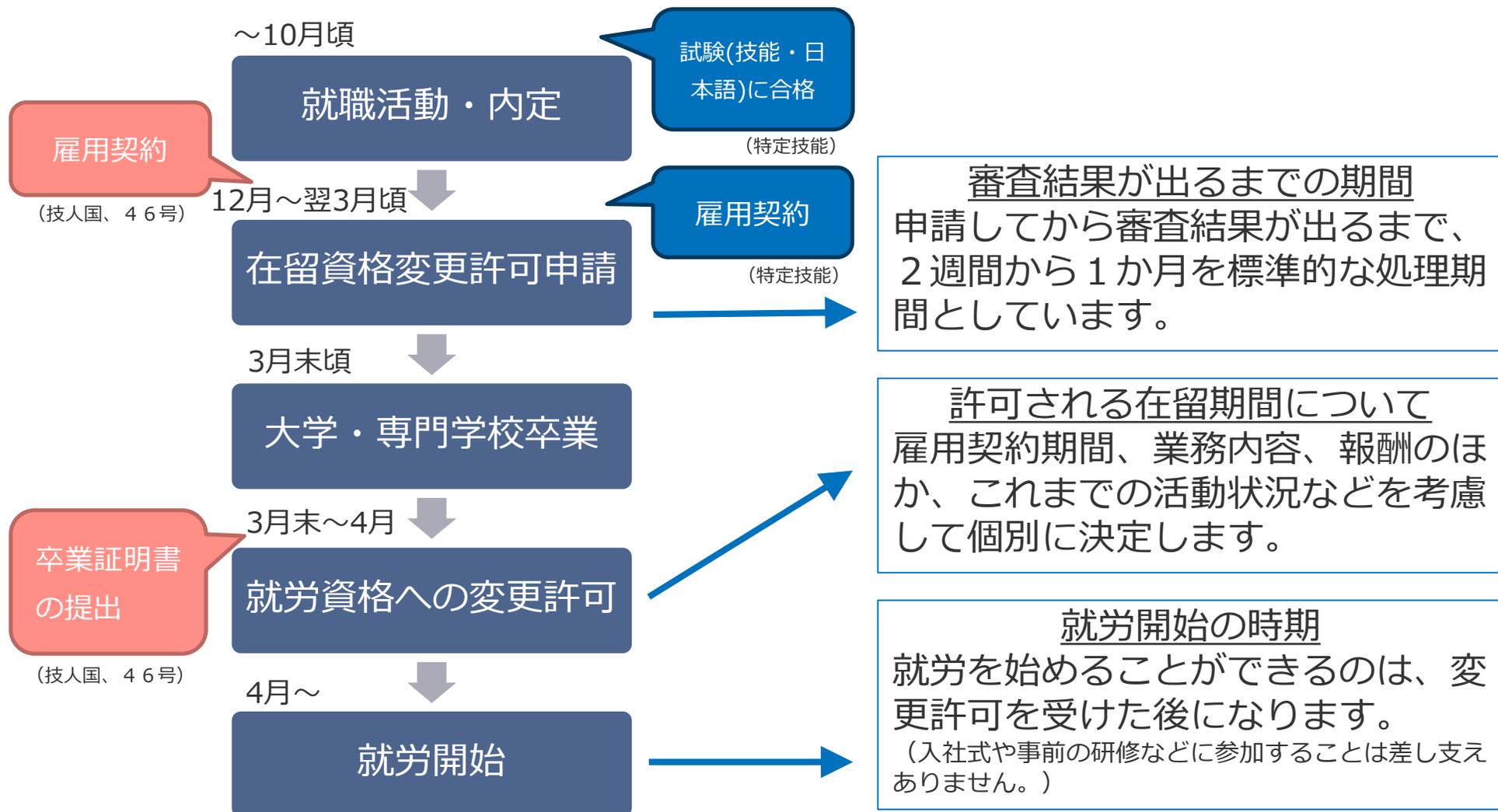
特定活動（46号）

特定技能2号

特定技能1号

7. 4月入社モデルケース

留学生の在留目的が「留学」から「就労」に変わるため、目的にあった在留資格に変更する必要があります。4月入社のための基本的なスケジュールは次のとおりです。



8. 申請手続き

在留資格の種類や会社の規模により必要書類が異なります。労働条件を明示する文書や給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表などを準備する必要があります。



入管庁HP : <https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

○Q & A

https://www.moj.go.jp/isa/immigration/faq/kanri_qa.html

○就労資格の在留諸申請に関連してお問い合わせの多い事項について（Q & A）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001344550.pdf>

○「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について

https://www.moj.go.jp/isa/applications/resources/nyukan_nyukan69.html

9. 最近の動向

外国人材の受入れは今後拡大していくことが見込まれます。外国人労働者の就労に関連する最近の動向は次のとおりです。

主なニュース

■ 育成就労制度の創設

技術移転による国際貢献を目的とする現行の技能実習制度を実態に即して発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の確保と人材の育成を目的とした「**育成就労制度**」が創設されます。

■ 特定産業分野の追加

現行の特定技能制度における特定産業分野（16分野）に、リネンサプライ分野、物流倉庫分野、資源循環分野の3分野を新たに追加することで、業所管省庁の要望を踏まえ検討・精査が開始されています。

■ 就労資格に関するガイドラインの改正

特定活動（46号）の学歴に関する要件や技人国における専攻と業務内容との関連性に係る取扱いがこれまでよりも緩和されました。これらのガイドラインの改正により、幅広い留学生の国内就職が可能となります。

10. 外国人材を雇用する際のポイント

外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化などに関するギャップ、雇用前後の認識のギャップなどが挙げられます。

雇用におけるポイント

■ 業務内容の検討

採用する外国人にどのような業務に就いてもらいたいのか、会社としてなぜその人材がほしいのか、どのような条件で雇用するのかを事前に十分検討し、採用する外国人と共有しましょう。→これらのことは在留資格の該当性に影響します。

■ 労働条件の丁寧な説明

外国人と雇用契約を結ぶ時には、雇用契約期間・労働時間・業務内容・給料の仕組みや控除の理由などについて、本人が理解できる方法で丁寧に説明しましょう。→思ったほど給与を得られなかったなどの理由から退職に至るケースが多いです。

■ 職場における効果的なコミュニケーションのための環境整備

外国人が就労しやすい環境を整え、サポート体制を確立しましょう。→社会生活の充実や職場での円滑なコミュニケーションのため、日本語教育や社内の多言語化、宗教への配慮、相談先の案内、やさしい日本語の普及などの取組を行うことで継続した雇用につながります。

1 1. お役立ち情報（1）

サポート体制を構築する上で役立つ情報をいくつか紹介します。これらのツールを活用しつつ、ともに働く環境の整備を進めることが重要です。

生活・就労ガイドブックを知っていますか？

外国人が日本で安全に安心して生活するため、法律などのルール、在留や社会保険などの手続、災害、避難情報などの基礎的な情報をまとめた冊子を16言語で発信しています！

Webで公開中！
サイトはこちら 



「生活・就労ガイドブック」は
出入国在留管理庁HP内で公開中！
「外国人生活支援ポータルサイト」へ！



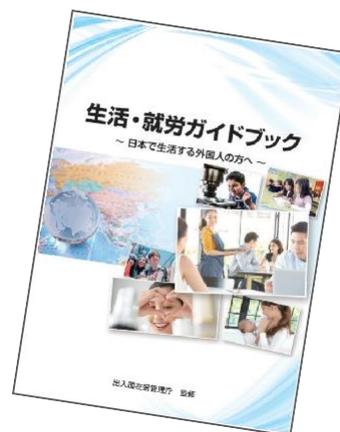
外国人や支援者にとって有用な情報を提供しています。



サイトはこちら 



暮らしに便利なガイドブック！



令和6年3月公開 

生活オリエンテーション動画



新しく来日した外国人等が日本社会にスムーズに定着できるよう、入管庁において、生活・就労ガイドブックの内容等をまとめた動画を作成しました！

You Tube法務省チャンネルへ！

1 1. お役立ち情報 (2)



わかりやすい日本語へ

注目されている **やさしい日本語** ってどんなもの？

日本に住む外国人はこの30年で約3倍に増え、国籍も多様化していることから、外国人への情報発信の手段としてやさしい日本語（難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語）を広く活用することが期待されています。



やさしい
日本語にすると



「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を
出入国在留管理庁HP内で公開中!
「外国人生活支援ポータルサイト」へ!

サイトはこちら



1 1. お役立ち情報 (3)

日本語学習サイト TSUNAHIRŌ つながるひろがる にほんごでのくらし

日本に住む外国人を対象とした、生活のための日本語が学べる日本語学習サイト「つながるひろがる にほんごでのくらし」(通称:つなひろ)。動画を中心とした構成で、3つのレベルで学習が可能です。

サイトはこちら



Study



各地域の日本語教室は日本語を学ぶ場であるとともに、地域の方々とのコミュニケーションの促進や外国人の居場所づくりにもつながります。

福岡県内の
日本語教室はこちら



福岡県国際交流
センターHPより

日本に住む外国人の生活上の困りごと等をサポート!

様々な団体が、生活上の困りごとを抱える外国人を適切に解決に導くため、外国人をサポートするための相談窓口を開設しています。

福岡県内の
相談窓口はこちら



福岡県庁HPより

1 2. 情報発信の取り組み

福岡入管では、広報活動の一層の充実を図るため、公式SNSアカウントを取得して毎週月曜日に役立つ情報を発信しています。



申請書に貼る顔写真の決まりについて

申請書に貼る顔写真の決まりについて

良い例

たて4cm

悪い例

- ✓ 写真の大きさは、たて4cm×横3cm
- ✓ 申請する日の前、6か月以内
- ✓ 写真のうらに自分の名前を書き加える
- ✓ 写真を加工してはいけません
- ✓ 16歳になっていない人は、写真にサインを記入

※ 「在留資格認定証明書交付申請書」を提出する場合は、何歳の人でも全員、写真が必要

2025年4月1日受付分から手数料が変わりました

※4月1日より前に申請した場合は、変更前の手数料の料金です。

収入印紙が必要な申請

申請種別	窓口	変更前	変更後
在留資格更新許可申請	窓口	4000円	6,000円
	(オンライン)	4000円	5,500円
在留資格変更許可申請	窓口	4000円	6,000円
	(オンライン)	4000円	5,500円

出入国在留管理庁
Fukuoka Regional Immigration Services Bureau

福岡出入国在留管理局
Fukuoka Regional Immigration Services Bureau

まいしゅうげつようび ざいりゅうしかく
毎週月曜日に在留資格のことや
やく た じょうほう どうこう
役に立つ情報について投稿します!!

ふおろー ねが
いいね・フォローをお願いします!!!

13. よくある質問（1）



日本に在留している外国人を雇用するに当たって、気を付けるべき点は何ですか。

まずは在留カード等によって、外国人の方の在留資格や在留期限及び就労制限の有無を確認してください。「永住者」、「日本人の配偶者等」などの在留資格をお持ちの方は、入管法上、就労（職種）に制限はありません。



地方出入国在留管理局に申請する際の提出資料として、雇用する機関の側で何を用意したらよいのでしょうか。

以下のウェブサイトから、申請する在留資格に応じて必要書類を確認してください。

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_henko10.html



13. よくある質問（2）



雇用予定者との雇用契約書が作成されていない段階で申請はできませんか。

雇用契約書は必ずしも作成されている必要はありませんが、申請に当たっては、雇用予定者の業務内容、給与、雇用予定期間等の労働条件が明示された書類（労働条件明示書等）の提出が必要となります。



就労資格を有していない外国人を採用する場合、どのような雇用契約書を作成して提出すればよいですか。

就労資格の取得を条件として雇用契約が効力を有する停止条件付き雇用契約を締結することが考えられます。例えば、雇用開始日を「地方出入国在留管理局から就労に係る許可を受けた日から有効とする」というような条件を付したもので差し支えありません。



13. よくある質問 (3)



留学生が大学等を卒業した後、就職までの期間に資格外活動としてアルバイトをさせることはできますか。

留学生が大学等を卒業し、在留資格「留学」としての活動を終えている（学籍がない）場合は、アルバイトはできません。ただし、就職活動を目的とした在留資格を許可されている場合はアルバイト可能です。



採用後、1年間のOJTを行うこととしても差し支えないでしょうか。

採用当初のOJTについては、一般的には、業務習熟のために必要な研修として認められることとなります。他方で、OJTの期間が、その外国人の在留期間の大半を占めるような場合には、在留資格に該当する活動を行っていないこととなるため、認められません。また、そのOJTが外国人社員だけに設定されている場合や、日本人社員との差異が設けられているようなものは、合理的な理由(日本語研修を目的としたようなもの等)がある場合を除き認められません。



13. よくある質問（4）



自社で採用した後、派遣社員として他社で勤務してもらう場合、派遣先の会社資料も必要になりますか。

派遣先で従事しようとする活動の内容によって在留資格の該当性を判断しますので、派遣先企業の概要や派遣契約の内容が分かる資料を提出してください。



国内の短期大学を卒業した外国人を翻訳・通訳業務で採用したいのですが、「技術・人文知識・国際業務」の基準に該当しますか。

国内の短期大学を卒業した方も、「技術・人文知識・国際業務」の上陸基準にある「大学を卒業した者」に該当します。



13. よくある質問（5）



特定技能外国人を雇用したいと考えていますが、どのように求人すればよいですか。

民間職業紹介機関等で求人募集するほか、分野によっては、独自の求人案内を行っている分野もあります。また、出入国在留管理庁においても、随時国内マッチングイベントを開催しています。



会社に同じ業務に従事する日本人がいないのですが、日本人と同等の報酬であることをどのようにして証明すればよいですか。

賃金規定がある場合には、賃金規定に基づいて判断することになります。賃金規定がない場合であって、同等の業務に従事する日本人労働者がいない場合は、その他の日本人労働者の役職や責任の程度を踏まえた上で外国人との報酬差が合理的に説明可能か、年齢及び経験年数を比較しても報酬額が妥当かなどを検討して判断することとなります。

